

阿見町行政改革大綱実施計画

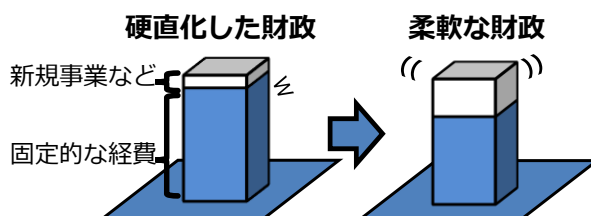
～ 未来をつくる まちづくり ～

計画期間：令和元年度～令和5年度

【令和5年6月時点 進捗状況】

基本方針 1

財政硬直化の改善



基本方針 2

将来を見据えた資産の管理と
組織の効率化



基本方針 3

町民参画と協働のまちづくりの推進



- 「行政改革大綱実施計画」とは、上位計画である「行政改革大綱」に基づき具体的な実施項目をまとめたものです。
- 実施項目にはそれぞれ「達成目標」を設定しており、「年次計画」に沿って取り組みを進めます。
- 進捗状況や社会情勢、町を取り巻く状況の変化に応じて毎年度見直し、必要に応じて計画期間中に追加、修正を行います。

(目次)

基本方針 1 財政硬直化の改善

(1) 事務事業の見直し

●重点目標：令和5年度までの5年間で40事業以上の外部評価を行い、対応方針を予算編成に反映させる。

- 外部評価による事務事業の見直し P 1
- 補助金の適正化 P 2
- 入札・契約方法の見直し P 3

(2) 財源の確保

●重点目標：令和5年度までに町税収納率を98.0%以上に向上させる。

- 町税の収納率向上 P 4
- 保育料の収納率向上 P 5
- 学校給食費の収納率向上 P 6
- 町営住宅使用料の収納率向上 P 7
- ふるさと納税の推進 P 8

(3) 地方公営企業の自立した経営の推進

●重点目標：令和2年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、安定的な地方公営企業サービスの提供を図る。

- 公共下水道事業・農業集落排水事業の公営企業法適用化 P 9
- 下水道・農業集落排水の接続率向上 P 10
- 上水道の普及率向上 P 11

(4) 特別会計の自立した経営の推進

●重点目標：令和5年度までに特定保健指導実施率を40%以上に向上させる。

- 特定保健指導実施率の向上 P 12
- 介護予防事業の推進 P 13
- 国民健康保険税の収納率向上 P 14

基本方針2 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化

(1) 資産の計画的な管理

●重点目標：令和元年度から令和5年度までの5年間で公共施設の延床面積を2,000㎡以上削減する。

- 公共施設延床面積の適正化 P 15
- 公共施設の長寿命化 P 16
- 霞クリーンセンターの更新に向けた検討 P 17
- 公立保育所の民間活力導入の検討 P 18
- 荒川本郷地内町有地の計画的な処分 P 19

(2) 組織の効率化と人材育成

●重点目標：職員の定員管理に関する考え方を整理し、適正化を図る。

- 職員の適正な定員管理 P 20
- 組織機構および事務分掌の見直し P 21
- 時間外勤務の削減 P 22
- 研修および自己啓発制度の充実 P 23

基本方針3 町民参画と協働のまちづくりの推進

(1) 町民参画と協働のまちづくりの推進

●重点目標：町民活動センターに登録する市民活動団体数を90団体以上（内NPO法人19法人以上）とし、団体の自主的な活動を支援する。

- ボランティア団体やNPOの育成・支援 P 24
- 協働事業提案制度の実施 P 25
- 道路・公園における里親制度の拡充 P 26
- 予科練平和記念館の運営に町民参画等を進める P 27
- 災害時応援協定の拡充 P 28

実施項目名

外部評価による事務事業の見直し

1. 達成目標

令和5年度までの5年間で40事業以上の外部評価を行い、対応方針を予算編成に反映させる。

2. 概要

事業の必要性について効果や公益性の視点から行政改革推進委員会において外部評価を行う。外部評価を行うにあたっての事業の選定や、外部評価の結果を踏まえた対応方針の決定は町の内部組織である行政改革推進本部において検討・決定する。対応方針は翌年度の予算編成に反映させる。

H26～30の取組状況

平成26年度から平成28年度まで外部評価委員会を設置し、事務事業評価に対する外部評価を行った。平成29年度からは行政改革推進委員会において外部評価を行い、事務事業の見直しを行っている。

3. 年次計画

(担当課:財政課、全庁)

R1	R2	R3	R4	R5
8事業以上の外部評価を実施する。評価対象事業の見直しを行い、翌年度の予算編成に反映させる。	8事業以上の外部評価を実施する。評価対象事業の見直しを行い、翌年度の予算編成に反映させる。 委員の任期満了に伴い外部評価の総括と改善を検討する。	前年度までの取り組みを踏まえ、必要に応じて評価方法の改善を行う。 8事業以上の外部評価を実施する。評価対象事業の見直しを行い、翌年度の予算編成に反映させる。	8事業以上の外部評価を実施する。評価対象事業の見直しを行い、翌年度の予算編成に反映させる。	8事業以上の外部評価を実施する。評価対象事業の見直しを行い、翌年度の予算編成に反映させる。 外部評価を行った事業数5年間累計:40事業以上
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
行政改革推進委員会において外部評価(8課8事業)一部、翌年度予算に反映させた。	行政改革推進委員会において外部評価を行った。(7課8事業)一部、翌年度予算に反映させた。 委員再編検討を行い、対象事業については、補助金を対象とした。	行政改革推進委員会において外部評価を行った。(5課8事業)一部、翌年度予算に反映させた。	行政改革推進委員会において外部評価を行った。(5課8事業)一部、翌年度予算に反映させた。	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

補助金の適正化

1. 達成目標

➡ 各種補助金（事業）を外部評価を活用し改善する。

2. 概要

各種補助金（事業）について、交付の長期化、効果の低下、既得権益化や公益性等を外部評価で評価し、その評価結果をもとに改善する。

H26～30の取組状況

補助団体の繰越金の額に応じた翌年度補助額の抑制を実施するとともに、5年間で、23の補助事業に対して外部評価を行った。

3. 年次計画

(担当課:財政課、全庁)

R1	R2	R3	R4	R5
各種補助金(事業)を外部評価で評価し、改善する。	各種補助金(事業)を外部評価で評価し、改善する。	各種補助金(事業)を外部評価で評価し、改善する。	各種補助金(事業)を外部評価で評価し、改善する。	各種補助金(事業)を外部評価で評価し、改善する。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
行政改革推進委員会において補助金を扱う事業の評価を行った。 ・評価対象事業:8事業 ・うち補助金の伴う事業:8事業	行政改革推進委員会において補助金を扱う事業の評価を行った。 ・評価対象事業:8事業 ・うち補助金の伴う事業:8事業	行政改革推進委員会において補助金を扱う事業の評価を行った。 ・評価対象事業:8事業 ・うち補助金の伴う事業:8事業	行政改革推進委員会において補助金を扱う事業の評価を行った。 ・評価対象事業:8事業 ・うち補助金の伴う事業:8事業	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

入札・契約方法の見直し

1. 達成目標

公正性・公平性・透明性・競争性の一層の向上と不正な入札の抑止を行い入札・契約事務に対する市民の信頼を確保する。財源の有効かつ効率的な使用を目的とする。

2. 概要

10万円以上の工事・業務について、入札・見積合せに関する事務を行い、契約の締結を行う。また、契約・入札制度に関する調査検討を行い、改善点については、阿見町入札・契約制度改善検討委員会設置要綱に基づき、入札・契約制度改善検討委員会に諮りながら実施する。

H26～30の取組状況

- ・測量・建設コンサルタント部門の予定価格を非公表から事後公表への転換
- ・町監査基準に基づく入札監視を本格導入
- ・競争入札参加資格審査申請受付で建設工事登録部門で社会保険加入を必須要件
- ・現場代理人常駐義務緩和取扱要綱で兼務制限の緩和

3. 年次計画

(担当課:管財課)

R1	R2	R3	R4	R5
阿見町入札・契約制度改善検討委員会により国の入札契約制度改正等の進捗に併せ、町の入札・契約制度全般について検討を行う。	阿見町入札・契約制度改善検討委員会の結果を踏まえ、制度改正を行う。	阿見町入札・契約制度改善検討委員会により国の入札契約制度改正等の進捗に併せ、町の入札・契約制度全般について検討を行う。	阿見町入札・契約制度改善検討委員会の結果を踏まえ、制度改正を行う。	前年度の取り組みを検証するとともに、継続して実施予定。
調査・検討・準備	一部実施・試行	調査・検討・準備	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
一般競争入札及び指名競争入札の一部について電子入札で実施した。 阿見町入札・契約制度改善検討委員会の結果を踏まえ制度改正を行った。	入札制度、契約約款の制度改正を行った。	最低制限価格を一部改正し一般競争入札に適用し入札を実施した。 物品調達等指名停止要綱の制定、現場代理人緩和要綱の一部改正を行い周知した。	最低制限価格、低入札価格制度の一部改正を行い周知した。	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

町税の収納率向上

1. 達成目標

令和5年度までに町税収納率を98.0%以上に向上させる。

※現年度と滞納繰越分の合計

2. 概要

町財源の核となる町税収入を確保するため、法に基づく効果的・効率的な滞納整理に取り組むことで、初期滞納の徹底した抑制と、長期・高額滞納の整理縮減を図る。

H26～30の取組状況

集中的に収入未済額の縮減に取り組んだ結果、町税収納率は実施計画前の平成25年度94.0%から平成29年度96.5%に向上した。

3. 年次計画

(担当課: 収納課)

R1	R2	R3	R4	R5
初期滞納抑制のため、文書・電話等各種催告、早期滞納処分を行うとともに、滞納繰越分の縮減のため、不動産公売を含めた効果的な滞納処分を推進する。また、回収不能な債権は適正に整理する。	前年度の取り組みを検証するとともに、継続して現年度分の収入未済額と過年度繰越分の縮減に取り組み、町税の収納率向上を図る。	前年度の取り組みを検証するとともに、継続して現年度分の収入未済額と過年度繰越分の縮減に取り組み、町税の収納率向上を図る。	前年度の取り組みを検証するとともに、継続して現年度分の収入未済額と過年度繰越分の縮減に取り組み、町税の収納率向上を図る。	前年度の取り組みを検証するとともに、継続して現年度分の収入未済額と過年度繰越分の縮減に取り組み、町税の収納率向上を図る。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
差押件数340件。職員滞納整理の実施。租税債権管理機構への移管18件。不納欠損処理64,800千円(町税・国保計)。町税収納率97.0%, 現年度98.9%, 過年度31.6%	差押件数279件。職員滞納整理の実施。租税債権管理機構への移管18件。不納欠損処理47,887千円(町税・国保計)。町税収納率97.2%, 現年度98.9%, 過年度36.6%	差押件数326件。職員滞納整理の実施。租税債権管理機構への移管16件。不納欠損処理36,586千円(町税・国保計)。町税収納率97.5%, 現年度99.0%, 過年度37.8%	差押件数368件。職員滞納整理の実施。租税債権管理機構への移管16件。不納欠損処理34,319千円(町税・国保計)。町税収納率97.6%, 現年度99.1%, 過年度35.1%	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

保育料の収納率向上

1. 達成目標

令和5年度までに保育料収納率（現年度）を98.5% 99.0%以上に向上させる。

2. 概要

保育施設利用者の公平負担と事業の安定運営のため、収納強化対策方針に基づいた滞納整理を計画的に実施する。

H26～30の取組状況

滞納整理、児童手当からの特別徴収及び納付相談等に取り組んできたが、平成28年度が98.2%、平成29年度が97.6%と下がっている。

3. 年次計画

(担当課:子ども家庭課)

R1	R2	R3	R4	R5
町の令和元年度収納強化対策方針に基づき、年間滞納整理計画により滞納整理を実施する。	町の令和2年度収納強化対策方針に基づき、年間滞納整理計画により滞納整理を実施する。	町の令和3年度収納強化対策方針に基づき、年間滞納整理計画により滞納整理を実施する。	町の令和4年度収納強化対策方針に基づき、年間滞納整理計画により滞納整理を実施する。	町の令和5年度収納強化対策方針に基づき、年間滞納整理計画により滞納整理を実施する。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
職員による滞納整理及び児童手当からの特別徴収、納付相談等を実施した。これにより、平成30年度収納率97.8%から、令和元年度97.9%と若干向上した。	職員による滞納整理及び児童手当からの窓口払い、納付相談等を実施した。これにより、令和元年度(平成31年度)収納率97.9%から、令和2年度98.8%と向上し、目標に達成した。	職員による滞納整理及び児童手当からの窓口払い、納付相談等を実施したが、令和2年度収納率98.8%から、令和3年度98.7%となった。	職員による滞納整理及び児童手当からの窓口払い、納付相談等を実施したが、令和3年度収納率98.7%から、令和4年度99.0%となった。	
一部実施・試行	達成	一部実施・試行	達成	

実施項目名

学校給食費の収納率向上

1. 達成目標

令和5年度までに学校給食費収納率を98.0%以上に向上させる。

※現年度と滞納繰越分の合計

2. 概要

給食費負担の公平性と財源確保のため、文書催告による納付指導、電話による催告など、小中学校と教育委員会と連携して収納率の向上と滞納繰越額の縮減を図る。また、児童手当からの天引きや町会会計口座へ納付するための収納管理システムを導入し、収納率を向上させるための納付環境整備を図る。

H26～30の取組状況

催告書の発送や訪問滞納整理により、着実に収納率は向上しており、平成29年度は94.3%に達している。

平成26年度以降継続して現年度分は98%を超えているが、滞納繰越分が9～19%と低迷している。

3. 年次計画

(担当課:学校給食センター)

R1	R2	R3	R4	R5
文書による催告書の発送。電話による催告の実施。 滞納繰越分の徴収可否を精査し、不納欠損処理に取り組む。 給食費収納システム導入に向けた準備を進める。	文書による催告書の発送。電話による催告の実施。滞納繰越分の不納欠損処理。 給食費収納システムを導入し、納付環境の改善と学校事務の負担軽減を図る。児童手当から天引きのための準備を進める。	文書による催告書の発送。電話による催告の実施。 滞納繰越分の不納欠損処理。 保護者から同意を得たものについて児童手当からの天引きを実施する。	文書による催告書の発送。電話による催告の実施。 滞納繰越分の不納欠損処理。	文書による催告書の発送。電話による催告の実施。 滞納繰越分の不納欠損処理。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
文書及び電話による催告の実施。 現年度分収納額161,777,503円 収納率98.5% 滞納繰越分収納額757,858円 収納率6.1% 現年度及び滞納繰越合計収納額162,535,361円 収納率92.0%	文書及び電話による催告の実施。 現年度分収納額142,605,345円 収納率99.4% 滞納繰越分収納額1,382,511円 収納率9.8% 現年度及び滞納繰越合計収納額143,987,856円 収納率91.3%	文書及び電話による催告の実施。 現年度分収納額152,236,060円 収納率99.2% 滞納繰越分収納額430,414円 収納率3.2% 現年度及び滞納繰越合計収納額152,666,474円 収納率91.4%	文書及び電話による催告の実施。 現年度分収納額121,528,177円 収納率99.0% 滞納繰越分収納額504,717円 収納率3.5% 現年度及び滞納繰越合計収納額122,032,894円 収納率89.0%	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

町営住宅使用料の収納率向上

1. 達成目標

令和5年度までに町営住宅使用料収納率（現年度）を99.0%以上に向上させる。

2. 概要

阿見町には、6団地(曙アパート・曙住宅・上郷第一住宅・上郷第二住宅・吉原東住宅・吉原西住宅)が存在し、入居者の公平性を確保するために住宅使用料の徴収率を向上させる必要がある。

H26～30の取組状況

平成26年度より一般財団法人茨城県住宅管理センターに徴収業務等を委託した。その結果、委託前の平成25年度90.8%から平成29年度末には97.3%まで徴収率の向上を図ることが出来た。

3. 年次計画

(担当課:都市整備課)

R1	R2	R3	R4	R5
管理等の業務委託している一般財団法人茨城県住宅管理センターと連携し、滞納世帯及び納付が遅れがちな世帯を把握するとともに、電話及び訪問等により滞納整理を行い、収納率の向上を図る。	管理等の業務委託している一般財団法人茨城県住宅管理センターと連携し、滞納世帯及び納付が遅れがちな世帯を把握するとともに、電話及び訪問等により滞納整理を行い、収納率の向上を図る。	管理等の業務委託している一般財団法人茨城県住宅管理センターと連携し、滞納世帯及び納付が遅れがちな世帯を把握するとともに、電話及び訪問等により滞納整理を行い、収納率の向上を図る。	管理等の業務委託している一般財団法人茨城県住宅管理センターと連携し、滞納世帯及び納付が遅れがちな世帯を把握するとともに、電話及び訪問等により滞納整理を行い、収納率の向上を図る。	管理等の業務委託している一般財団法人茨城県住宅管理センターと連携し、滞納世帯及び納付が遅れがちな世帯を把握するとともに、電話及び訪問等により滞納整理を行い、収納率の向上を図り現年度収納率99%を達成する。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
・現地訪問による滞納整理の実施。 (28回(うち4回夜間訪問) (収納率 96.4%)	・現地訪問による滞納整理の実施。(28回(うち4回夜間訪問) (収納率 95.2%)	・現地訪問による滞納整理の実施。(28回(うち4回夜間訪問) (収納率 95.3%)	・現地訪問による滞納整理の実施。(28回(うち4回夜間訪問) (収納率 93.6%)	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

ふるさと納税の推進

1. 達成目標

阿見町ならではの返礼品を充実させ、町のPRや産業振興を図り、自主財源を確保し、人材育成基金等に活用する。令和5年度までに年間の寄附件数を1,400件 3,500件 7,500件 10,000件以上にする。

2. 概要

ふるさと納税制度を積極的に活用することで自主財源を確保し、より健全な財政運営を図る。

阿見町ならではの魅力的な返礼品を充実させることで町をPRし、町の農業や商工業振興に寄与することを目的とする。

また、寄附金の使用目的の一つとして「あみ人材育成基金」を設置し、人材育成への活用を図る。

H26～30の取組状況

5,000円以上の寄附者に対して予科練平和記念館の招待券等を返礼品として送ることに取り組んできた。

3. 年次計画

(担当課: 商工観光課、政策企画課、財政課、農業振興課、生涯学習課)

R1	R2	R3	R4	R5
<ul style="list-style-type: none"> 返礼品事業者説明会を開催する。 ポータルサイトへ掲載し、運用を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品事業者説明会を開催し、魅力的な返礼品を拡充させる。 ポータルサイトを活用した運用を継続して実施する。 人材育成基金として集まった寄附金の活用を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品事業者説明会を開催し、魅力的な返礼品を拡充させる。 ポータルサイトを活用した運用を継続して実施する。 人材育成基金として集まった寄附金の活用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品事業者説明会を開催し、魅力的な返礼品を拡充させる。 ポータルサイトを活用した運用を継続して実施する。 人材育成基金として集まった寄附金の活用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品事業者説明会を開催し、魅力的な返礼品を拡充させる。 ポータルサイトを活用した運用を継続して実施する。 人材育成基金として集まった寄附金の活用を行う。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
令和元年度末時点の返礼品数は71品。寄附件数、寄附金額は504件、749万3千円。また、阿見町あみ人材育成基金条例を制定した。	令和2年度末時点の返礼品数は102品。寄附件数は2,525件(内、人材育成基金は45件)、寄附金額3,624万6千円(内、人材育成基金は50万6千円)。	令和3年度末時点の返礼品数は172品。寄附件数は5,528件(内、人材育成基金は149件)、寄附金額7,129万792円(内、人材育成基金は227万円)。	令和4年度末時点の返礼品数は224品。寄附件数は8,321件(内、人材育成基金は210件)、寄附金額1億4,514万1千円(内、人材育成基金は376万7千円)。	
達成	達成	達成	達成	

実施項目名

公共下水道事業・農業集落排水事業の公営企業法適用化

1. 達成目標

令和2年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、安定的な地方公営企業サービスの提供を図る。

2. 概要

公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、財政状況及び経営状況を明らかにするとともに、適正な料金改定を行うことにより一般会計繰入金を削減し、健全な経営を図る。

H26～30の取組状況

- ・業務委託契約を締結し、固定資産の調査・評価を実施。
- ・関係部局に対し説明会を開催する等調整・協議を実施。
- ・体制整備にかかる資料作成及び内部協議、勘定科目の作成、条例案の作成を実施。

3. 年次計画

(担当課: 上下水道課)

R1	R2	R3	R4	R5
法適用化前年度。条例・規則等の策定・改正、打切り決算作成、新予算の編成、外部団体含めた関係部局調整協議等、法適用化手続きを滞りなく行う。	法適用化初年度。発生主義の企業会計で下水道事業の経理を行う。切替に伴う誤りや漏れができるだけ少なくなるよう、適正な会計処理に努める。	法適用化2年目。最初の決算を作成し、企業会計における財政・経営状況を把握及び分析を行う。	法適用化3年目。財政・経営状況を元に、適正な料金設定について審議会に諮り、必要であれば料金改定のための手続きを行う。	法適用化4年目。令和4年度の検討結果により料金改定を実施。下水道事業運営の健全化を図る。
一部実施・試行	達成	達成	達成	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
条例・規程等の策定・改正、打切り決算作成、新予算の編成、企業会計システムへの移行、外部団体含めた関係部局調整協議等、法適用化手続きを滞りなく行った。新予算では一般会計の繰入金(負担金・補助金)について、基準外・基準内を明確にした。	公営企業法適用による会計処理並びに当初予算作成を滞りなく行った。	公営企業法適用による会計処理並びに法適用後初の決算書作成、当初予算作成を滞りなく行った。公共下水道について、経営戦略を策定し、財政・経営状況の分析を行った。	決算書作成、当初予算作成を滞りなく行った。また、農業集落排水事業経営戦略の策定や、料金改定に関する上下水道事業審議会を開催した。	
一部実施・試行	達成	達成	達成	

実施項目名

下水道・農業集落排水の接続率向上

1. 達成目標

令和5年度までに公共下水道98.5%以上、農業集落排水85.0%以上に接続率を向上させる。

2. 概要

公共下水道及び農業集落排水の接続率を向上させることにより、生活環境の改善や河川などの自然環境の保全及び霞ヶ浦の水質浄化を図るとともに、使用料収入の増加による自主財源の確保に努めた安定経営を目指す。

H26～30の取組状況

公共下水道及び農業集落排水の未接続世帯への戸別訪問及び通知等による早期接続の推進を図っている。また、平成30年～令和3年度は森林環境湖沼税を活用した接続補助金拡充期間のため、さらに広報や回覧板・HPを活用した周知活動を積極的に行っている。

3. 年次計画

(担当課:上下水道課)

R1	R2	R3	R4	R5
戸別訪問等により、公共下水道・農業集落排水の補助金拡充制度の周知徹底を図り接続推進に努める。 ・公共下水道:98.0% ・農集:79.0% 小池:95.0% 君島大形:93.5% 福田:65.0% 実穀上長:70.0%	戸別訪問等により、公共下水道・農業集落排水の補助金拡充制度の周知徹底を図り接続推進に努める。 ・公共下水道:98.2% ・農集:81.0% 小池:95.0% 君島大形:93.5% 福田:70.0% 実穀上長:73.0%	戸別訪問等により、公共下水道・農業集落排水の補助金拡充制度の周知徹底を図り接続推進に努める。 ・公共下水道:98.3% ・農集:83.0% 小池:95.0% 君島大形:93.5% 福田:73.0% 実穀上長:76.0%	未接続世帯への戸別訪問及び通知等による早期接続の推進を図る。 ・公共下水道:98.4% ・農集:84.0% 小池:95.0% 君島大形:93.5% 福田:75.0% 実穀上長:77.0%	未接続世帯への戸別訪問及び通知等による早期接続の推進を図る。 ・公共下水道:98.5% ・農集:85.0% 小池:95.0% 君島大形:93.5% 福田:77.0% 実穀上長:79.0%
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
戸別訪問(公159件,農42件)及び通知(公434件,農263件),その他周知活動(広報,HP,横断幕・看板・ポスター設置,SNS利用他)により接続を促した。 【接続件数・接続率】 ・公共:24件,98.0% ・農集:9件,80.9%	コロナ禍により訪問なし。戸別通知(公397件/2回,農375件/3回),その他周知活動(広報,HP,横断幕・看板・ポスター設置,SNS利用,業者への働きかけ他)により接続を促した。 【接続件数・接続率】 ・公共:33件,98.3% ・農集:1件,81.1%	戸別訪問(公140件)及び通知(公218件,農127件),その他周知活動(広報,HP,横断幕・看板・ポスター設置,SNS利用他)により接続を促した。 【接続件数・接続率】 ・公共:43件,98.7% ・農集:8件,81.8%	戸別訪問(公0件)及び通知(公140件,農124件),その他周知活動(広報,HP,横断幕・看板・ポスター設置,SNS利用他)により接続を促した。 【接続件数・接続率】 ・公共:6件,98.7% ・農集:2件,81.9%	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

上水道の普及率向上

1. 達成目標

令和5年度までに給水普及率を87.0% 87.6% 88.5% 89.2%以上に向上させる。

2. 概要

未整備地区の解消に向けた町内全域への水道管整備を推進し、給水普及率の向上を図る。

水道への加入呼びかけを行い給水普及率の向上を図るとともに、資源としての水の大切さや節水の重要性について町民へPRを行う。

H26～30の取組状況

阿見町水道施設整備基本計画に基づき、水道未整備地区の整備を進めてきた。また、新たに整備した路線の沿道世帯に対し、2年間の加入分担金の軽減措置や資金貸付制度等の未加入世帯へのPRを実施し、加入促進に努めてきた。

3. 年次計画

(担当課:上下水道課)

R1	R2	R3	R4	R5
<ul style="list-style-type: none"> 水道施設整備基本計画の見直し 新規配水管整備 L=10,700m 未加入世帯への加入促進 給水普及率 86.2%	<ul style="list-style-type: none"> 新規配水管整備 L=7,700m 未加入世帯への加入促進 給水普及率 86.4%	<ul style="list-style-type: none"> 新規配水管整備 L=9,100m 未加入世帯への加入促進 給水普及率 86.6% 87.4%	<ul style="list-style-type: none"> 新規配水管整備 L=4,400m 未加入世帯への加入促進 給水普及率 86.8% 87.5% 88.2%	<ul style="list-style-type: none"> 新規配水管整備 L=8,500m 未加入世帯への加入促進 給水普及率 87.0% 87.6% 88.5%
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
水道施設整備基本計画の見直しはR2年度に繰越し検討を続けている。 新規配水管整備 L=14,500m 給水普及率 86.9%	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設整備基本計画の見直し 新規配水管整備 L=10,285m 給水普及率 87.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 新規配水管整備 L=9,032m 給水普及率 87.9% 	<ul style="list-style-type: none"> 新規配水管整備 L=6,609m 給水普及率 88.6% 	
一部実施・試行	達成	達成	達成	

実施項目名

特定保健指導実施率の向上

1. 達成目標

令和5年度までに特定保健指導実施率を40%以上に向上させる。

2. 概要

生活習慣病予防に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行しないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気付き、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践でき、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア(自己管理)ができるようになることを目的とする。また、特定保健指導の実施率の向上が生む自己管理者の増は医療費の削減にもつながる。

H26～30の取組状況

健康づくり課と協力し、特定健康診査の結果をもとに毎年実施しているが、目標値や茨城県内の市町村の平均値よりも大きく下回る実績にとどまっている。平成30年度は最優先の保健事業に位置づけ、前年度以上の実施率を目指している。

3. 年次計画

(担当課:国保年金課、健康づくり課)

R1	R2	R3	R4	R5
阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施する。 実施率目標20%	阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施する。 実施率目標25%	阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施する。 実施率目標30%	阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施する。 実施率目標35%	阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施する。 実施率目標40%
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施した。 実施率21.8%	阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施した。 実施率14.1%	阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施した。 実施率14.0%	阿見町国民健康保険データヘルス計画(第2期)および特定健康診査等実施計画(第3期)に基づき、特定保健指導を実施した。 実施率12.3%(R5.4末) 見込値15.0%(R5.9末)	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

介護予防事業の推進

1. 達成目標

介護予防事業（シルバーリハビリ体操、転倒・認知症予防教室、つるかめ教室）への参加者増を図り、令和5年度までに12,500人以上に向上させる。

2. 概要

より多くの高齢者がいつまでも生きがいを持ち続け、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、高齢者の心身の健康維持増進を図り、要介護状態になることを予防することを目的として、介護予防事業の各教室等を実施する。

H26～30の取組状況

シルバーリハビリ体操指導士の養成等を行い、活動の活性化を図った。
平成29年度末の阿見町シルバーリハビリ体操指導士会の会員数は47人。
平成29年度の参加者数は11,056人。

3. 年次計画

(担当課: 高齢福祉課、健康づくり課)

R1	R2	R3	R4	R5
高齢福祉課でシルバーリハビリ体操・転倒・認知症予防教室、健康づくり課でつるかめ教室、両課で地区での普及啓発活動を実施。指導士養成講習会を開催(新規会員目標6人)し、シルバーリハビリ体操の回数・場所を拡大する。	高齢福祉課でシルバーリハビリ体操・転倒・認知症予防教室、健康づくり課でつるかめ教室、両課で地区での普及啓発活動を実施。指導士養成講習会を開催(新規会員目標6人)し、シルバーリハビリ体操の回数・場所を拡大する。	高齢福祉課でシルバーリハビリ体操・転倒・認知症予防教室、健康づくり課でつるかめ教室、両課で地区での普及啓発活動を実施。指導士養成講習会を開催(新規会員目標6人)し、シルバーリハビリ体操の回数・場所を拡大する。	高齢福祉課でシルバーリハビリ体操・転倒・認知症予防教室、健康づくり課でつるかめ教室、両課で地区での普及啓発活動を実施。指導士養成講習会を開催(新規会員目標6人)し、シルバーリハビリ体操の回数・場所を拡大する。	高齢福祉課でシルバーリハビリ体操・転倒・認知症予防教室、健康づくり課でつるかめ教室、両課で地区での普及啓発活動を実施。指導士養成講習会を開催(目標会員数70人)し、シルバーリハビリ体操の回数・場所を拡大する。参加者数: 12,500人
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
高齢福祉課・健康づくり課でそれぞれ介護予防事業を実施。シルバーリハビリ体操教室は27会場にて開催し、参加者は8,499人。同3級指導士養成講座は参加者が集まらず中止。各種事業のR1年度参加者合計は10,315人。	高齢福祉課・健康づくり課でそれぞれ介護予防事業を実施。シルバーリハビリ体操教室は24会場にて開催し、参加者は3,020人。同3級指導士養成講座は隔年開催によりR2年度は実施無し。各種事業のR2年度参加者合計は新型コロナウイルス感染症拡大により減少し3,644人。	高齢福祉課・健康づくり課でそれぞれ介護予防事業を実施。シルバーリハビリ体操教室は26会場で開催し、参加者は4,251人。同3級指導士7名を養成。各種事業のR3年度参加者合計は4,948人。新型コロナウイルス感染症拡大予防の為、計画どおり開催できなかった。	高齢福祉課・健康づくり課でそれぞれ介護予防事業を実施。シルバーリハビリ体操教室は25会場で開催し、参加者は6,006人。同3級指導士養成講座は隔年開催によりR4年度は実施無し。各種事業のR4年度参加者合計は7,130人。	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

国民健康保険税の収納率向上

1. 達成目標

令和5年度までに国民健康保険税の収納率（現年度）を93.0%以上にする。

2. 概要

国民健康保険事業における財政運営の基盤となる財源を確保するため、納税の推進、滞納者に対する積極的な滞納処分等の推進により、収納率の向上を図るとともに、滞納額の縮減を図る。

H26～30の取組状況

収納課による滞納処分の推進や滞納整理の強化等により、92.2%～93.0%は実現できているが、平成30年度に税率改正を行ったため、令和元年度以降はその影響を受ける恐れがある。

3. 年次計画

(担当課:国保年金課、収納課)

R1	R2	R3	R4	R5
差押、インターネット公売の実施、国保職員合同滞納整理等の実施強化、適正な不納欠損処分等	差押、インターネット公売の実施、国保職員合同滞納整理等の実施強化、適正な不納欠損処分等	差押、インターネット公売の実施、国保職員合同滞納整理等の実施強化、適正な不納欠損処分等	差押、インターネット公売の実施、国保職員合同滞納整理等の実施強化、適正な不納欠損処分等	差押、インターネット公売の実施、国保職員合同滞納整理等の実施強化、適正な不納欠損処分等 収納率目標93.0%
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
差押および国保年金課・収納課合同の滞納整理を行った。適正な不納欠損処分を行った。 収納率92.3%	差押および電話催告等を行った。適正な不納欠損処分を行った。 収納率92.4%	差押および電話催告等を行った。適正な不納欠損処分を行った。 収納率92.7%	差押および電話催告等を行った。適正な不納欠損処分を行った。 収納率92.6%	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

公共施設延床面積の適正化

1. 達成目標

令和元年度から令和5年度までの5年間で公共施設の延床面積を2,000㎡以上削減する。

2. 概要

阿見町公共施設等総合管理計画において「平成29年度以降の30年間(2046(R28)年度まで)で町の公共施設の延床面積を20%削減し、面積の適正化を進めます。」という方針を出している。この方針を具体的に進めるため、面積増減の長期的な見通しを立てるとともに、計画的に公共施設の面積を減らしていく。

H26～30の取組状況

平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、平成29年度以降の30年間で面積を20%削減するという方針が出された。平成29年度・平成30年度においては、公共施設等総合管理計画推進本部において町の公共施設の延床面積の適正化について現況等を整理した。

3. 年次計画

(担当課:管財課、政策企画課、財政課、全庁)

R1	R2	R3	R4	R5
各施設の課題を整理し、町の公共施設全体として対策の優先順位を検討し、公共施設面積適正化計画(仮)のたたき台を作成する。	個別施設計画の使用目標年数を踏まえ、公共施設面積適正化計画(仮)を策定する。	公共施設面積適正化計画(仮)に基づき施設の民間活用・除却等を進める。	公共施設面積適正化計画(仮)に基づき施設の民間活用・除却等を進める。	公共施設面積適正化計画(仮)に基づき施設の民間活用・除却等を進める。 公共施設の延床面積を令和元年度から5年間の累積で2000㎡以上削減する。
調査・検討・準備	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
公共施設面積適正化計画(仮)のたたき台を作成した。	公共施設面積適正化計画(仮)のたたき台をもとに、策定に向けた検討を行った。	「公共施設面積適正化長期計画」を策定した。	「公共施設面積適正化長期計画」に基づき、町営住宅の面積を削減した。	
調査・検討・準備	調査・検討・準備	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

公共施設の長寿命化

1. 達成目標

令和2年度までに町の主要な公共施設の個別施設計画を全て策定する。個別施設計画に基づき公共施設の長寿命化を図る。

2. 概要

公共施設を適正に管理していくとともに、長期的な更新費用を抑え平準化するため、施設の使用目標年数や修繕の中長期的な年次計画をまとめた「個別施設計画」を施設類型ごとに作成する。

H26～30の取組状況

平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の長寿命化を図るため施設類型ごとに個別施設計画を策定する方針とした。平成29年度においては、役場庁舎、公民館・ふれあいセンターなど6の施設類型の個別施設計画を策定した。

3. 年次計画

(担当課:管財課、財政課、政策秘書課、全庁)

R1	R2	R3	R4	R5
放課後児童施設等、6の施設類型の個別施設計画を策定する。	町営住宅等、3の施設類型の個別施設計画を策定する。	個別施設計画に基づき公共施設の修繕を行う。	個別施設計画に基づき公共施設の修繕を行う。 平成29年度に策定した個別施設計画の見直しを行う。	個別施設計画に基づき公共施設の修繕を行う。 平成30年度に策定した個別施設計画の見直しを行う。
一部実施・試行	達成	達成	達成	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
繰越した3施設を含めて7施設の個別施設計画の策定を行った。	計画したすべての施設計画を策定した。	各施設の個別施設計画に基づき「阿見町公共建築物中長期保全計画」を策定し、計画的に修繕を行った。	個別施設計画に基づき公共施設の修繕を行った。 平成30年度に策定した個別施設計画の見直しを行った。	
一部実施・試行	達成	達成	達成	

実施項目名

霞クリーンセンターの更新に向けた検討

1. 達成目標

将来的な霞クリーンセンターの更新（改築）について、コスト削減や効率化を重視した整備の方向性を位置付ける。

2. 概要

更新(改築)の方向性としては、広域化を主目的として検討していくこととする。

相手先としては、地理・地形的、行政事務的な面を勘案し、また時期としては、施設の物理的・社会的・経済的耐用年数を勘案し検討していくことになるが、新たな施設の整備には相当な期間を要することから周到に準備を進めていくことが重要である。

H26～30の取組状況

H30.8.21、「牛久市・阿見町ごみ処理広域化に関する勉強会」を実施

3. 年次計画

(担当課: 廃棄物対策課)

R1	R2	R3	R4	R5
施設運営状況や処理経費の現状を下に調査・検討を行う。	施設運営状況や処理経費の現状を下に調査・検討を行う。	施設運営状況や処理経費の現状を下に調査・検討を行う。	施設運営状況や処理経費の現状を下に調査・検討を行う。	広域化の方向性を位置付ける。
調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
R1.8.7、牛久市・阿見町ごみ処理に関する情報交換会を実施し、調査・研究を行った。	R2.11.17、牛久市・阿見町ごみ処理に関する情報交換会を実施し、調査・研究を行った。	R3.11.9、牛久市・阿見町ごみ処理に関する情報交換会を実施し、調査・研究を行った。	関係市町村及び組合にて情報交換会を2回実施した。	
調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	

実施項目名

公立保育所の民間活力導入の検討

1. 達成目標

公立保育所の効率的・効果的な在り方について、民営化を含めた民間活力導入の検討を行い、令和4年度までに町の取り組み方針を決定する。

2. 概要

効果的な財政運営と更なる保育サービスの向上を図るため、公立保育所の在り方について、統廃合や民営化等も含めた、効率的・効果的な運営方法を検討し、方針を決定する。将来の乳幼児数や待機児童数の推計並びに各施設の耐用年数及び維持管理費や運営費等のコスト分析を行いながら、公立保育所の役割を勘案し、検討委員会等を設置して、令和4年度までに具体的な方針を決定する。

3. 年次計画

(担当課:子ども家庭課)

R1	R2	R3	R4	R5
内部検討委員会 「3～5歳児の保育料の無償化による影響」、 「臨時職員に対する国の制度改正」、「処遇改善等による、処遇改善後の保育士状況」を踏まえた現状把握。	内部検討委員会 外部検討委員会 (子ども・子育て会議を 活用)	外部検討委員会 (子ども・子育て会議を 活用)	方針の決定	
調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	達成	

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、保育の量の見込み等の推計を行うとともに、他市町村の取り組み事例について、情報収集を行った。	阿見町子ども・子育て会議を1回開催。 民間保育施設の開設予定及び、民営導入の計画も含め町の全体的な施設整備の考え方について、説明を行った。	コロナ禍により子ども・子育て会議が開催できなかった。改めて保育量の見込みを精査し、関係各課との調整を進める。	阿見町子ども・子育て会議において、現時点では民営化は行わない方針について承認を受けた。	
調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	達成	

実施項目名

荒川本郷地内町有地の計画的な処分

1. 達成目標

都市再生機構から譲渡を受けた土地の売却を促進し、まちづくりを計画的に進めていく。

2. 概要

平成26年度から27年度にかけて都市再生機構が所有していた土地約39haの無償譲渡を受け、町では、この土地を「定住促進に向けた住宅の受け皿」や「定住人口増加に伴う公共施設等の種地」として活用することとし、処分を開始した。

民間の意向を把握し公共公益施設の受け入れ状況を勘案しながら売却処分していくことで、計画的なまちづくりを進めるとともに、管理費の縮減を図るものである。

H26～30の取組状況

阿見町荒川本郷地区における町有地活用ガイドラインを策定し、町独自で活用する土地の洗い出しを行ない、都市計画道路等によりまとまりを考慮した11ブロックに分割した。

29年度にGブロックについて公募を実施し、土地処分を行なった。

3. 年次計画

(担当課:都市計画課)

R1	R2	R3	R4	R5
町有地については、除草業務等適正管理を行なうとともに、ブロックごとの開発動向に注視し、一定規模の市街化が促進される見込みのある一団の土地ごとに公募売却を図っていく。	町有地については、除草業務等適正管理を行なうとともに、ブロックごとの開発動向に注視し、一定規模の市街化が促進される見込みのある一団の土地ごとに公募売却を図っていく。	町有地については、除草業務等適正管理を行なうとともに、ブロックごとの開発動向に注視し、一定規模の市街化が促進される見込みのある一団の土地ごとに公募売却を図っていく。	町有地については、除草業務等適正管理を行なうとともに、ブロックごとの開発動向に注視し、一定規模の市街化が促進される見込みのある一団の土地ごとに公募売却を図っていく。	町有地については、除草業務等適正管理を行なうとともに、ブロックごとの開発動向に注視し、一定規模の市街化が促進される見込みのある一団の土地ごとに公募売却を図り令和元年度から5年間の累計で8ha売却する。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
Bブロック町有地売却の手続きは実施したものの契約締結には至らず。	B-1・Kブロック、Cブロック売却済み	B-1・Kブロック、Cブロックの契約後の事務手続きを行った。また、民間事業者の意向把握を行い、次年度公募を行うためにEブロックの土地価格算定を行った。	Eブロックの契約を締結し、次年度公募予定のLブロックの土地価格算定を行った。	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

職員の適正な定員管理

1. 達成目標

➔ 職員の定員管理に関する考え方を整理し、適正化を図る。

2. 概要

平成22年度に策定した「職員数適正化計画」の計画期間が、令和元年度の職員採用までとなっている。このため、令和2年度以降の職員の適正な定員管理に関する考え方を整理し、この考え方に基づいて各年度における職員数の適正化を図る。

H26～30の取組状況

平成27年度から消防業務を広域化したことを受けて、平成28年度に「職員数適正化計画」の見直しを検討した。地方公務員制度の改革による大きな環境変化が想定されたため計画の改定を見送り、職員数適正化計画に基づき、計画後に発生した行政需要を勘案した職員採用を行った。

3. 年次計画

(担当課:政策企画課)

R1	R2	R3	R4	R5
会計年度任用職員制度への対応など、環境変化に対応した形で職員の適正な定員管理に関する考え方を整理する。この考え方に基づき、次年度の職員採用を行う。	「職員数の適正化に関する考え方」に基づき、次年度の職員採用を行う。	「職員数の適正化に関する考え方」に基づき、次年度の職員採用を行う。	「職員数の適正化に関する考え方」に基づき、次年度の職員採用を行う。	「職員数の適正化に関する考え方」に基づき、次年度の職員採用を行う。
一部実施・試行	達成	達成	達成	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
再任用職員のフルタイム化に対応して職員配置を行った。定年延長の実施に備え制度の調査検討を行った。定員管理に関する考え方の整理には至っていない。	新型コロナワクチン対策室の設置に伴い、定数調整に影響が生じている。定年延長については、国の動向を注視した。定員管理に関する考え方の整理には至っていない。	再任用フルタイム、会計年度任用職員、定年延長を踏まえて、職員定数に関する資料整理を行った。定員管理方針のたたき台を作成した。	「職員定数管理方針」を策定した。この方針に基づき、職員数の適正化の取組を進める。	
調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	達成	

実施項目名

組織機構および事務分掌の見直し

1. 達成目標

➡ 組織機構や事務分掌の見直しを進め、業務の効率化と町民サービスの向上を図る。

2. 概要

効果的・効率的な行政運営を進めるにあたり、時代に即した機能的な組織機構と事務分掌を検討し、必要な見直しを図る。

H26～30の取組状況

消防業務の広域化、国体や小学校建設などの大型事業への対応、子育て支援や高齢福祉などの定住促進を推進する体制の構築など、組織機構の改正を適宜実施した。

3. 年次計画

(担当課:政策企画課)

R1	R2	R3	R4	R5
随時、必要に応じて、組織機構・事務分掌の見直しを進める。	随時、必要に応じて、組織機構・事務分掌の見直しを進める。	随時、必要に応じて、組織機構・事務分掌の見直しを進める。	随時、必要に応じて、組織機構・事務分掌の見直しを進める。	随時、必要に応じて、組織機構・事務分掌の見直しを進める。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
広報・プロモーションの推進体制の強化をはじめ、事業の実施体制を整えるために組織機構・事務分掌の見直しを行った。	新型コロナウイルス感染症による影響への対応をはじめ、事業の実施体制を整えるために組織機構・事務分掌の見直しを行った。	学校教育課など課等の配置を見直すなど、事業の実施体制を整えるために組織機構・事務分掌の見直しを行った。	DX推進係の新設や放課後子どもプラン業務の移管など、事業の実施体制を整えるために組織機構・事務分掌の見直しを行った。	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

時間外勤務の削減

1. 達成目標

各年度の時間外勤務時間数を、平成29年度を基準とし令和5年度までに5%以上削減する。

2. 概要

行政経営の効率化と情報化の推進、計画的業務執行、アウトソーシングの推進、管理職の意識改革、書類等の簡素化、業務処理方法の改善、事務の簡素化等を再点検し、時間外勤務の削減を図る。

H26～30の取組状況

ヒアリングを通じた時間外の縮減に努めてきた。

3. 年次計画

(担当課:人事課、全庁)

R1	R2	R3	R4	R5
ヒアリングを通じた時間外の縮減に努める。今後は定数外の再任用短時間職員の活用等を通じた労働力の確保等についても検討していく。	前年度の取り組みを検証するとともに継続して実施予定。	前年度の取り組みを検証するとともに継続して実施予定。	前年度の取り組みを検証するとともに継続して実施予定。	前年度の取り組みを検証するとともに継続して実施予定。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
勤休管理システムの改修による注意喚起、ノー残業デイの実施により縮減に努めているが、参院選及び町議選、国体があったことから、縮減には至っていない。	前年度は選挙や国体があったこともあり総時間は減少したが、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の影響もあり、増加した部署もみられた。	勤休管理システムの改修による注意喚起、ノー残業デイの実施により縮減に努めているが、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の影響や県知事選挙もあり、縮減には至っていない。	勤休管理システムの改修、ノー残業デイの実施など縮減に努めているが、業務の多様化、複雑化により業務量が増加する中、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の影響等もあり縮減には至っていない。	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

研修および自己啓発制度の充実

1. 達成目標

➔ 職員が業務遂行に必要な十分な能力を習得する。

2. 概要

効果的な研修(職場外研修・職場研修)を実施するとともに自己啓発を促進する。

H26～30の取組状況

新任課長等の役職段階に応じた階層別研修は、県自治研修所派遣を軸に実施。町単独で実施する特別研修は、派遣では困難な多人数対象の研修、社会情勢・職員ニーズに対応し、管理職指導能力向上研修、ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修等を実施。

3. 年次計画

(担当課:人事課)

R1	R2	R3	R4	R5
階層別研修は県自治研修所派遣を主として実施。特別研修は派遣で対応が困難な、社会情勢に対応した新たな研修に取り組んで行く。あわせて、通信教育研修等の公募・受講費助成を実施し、職員の自主的な能力向上を促す。	階層別研修は県自治研修所派遣を主として実施。特別研修は派遣で対応が困難な、社会情勢に対応した新たな研修に取り組んで行く。あわせて、通信教育研修等の公募・受講費助成を実施し、職員の自主的な能力向上を促す。	階層別研修は県自治研修所派遣を主として実施。特別研修は派遣で対応が困難な、社会情勢に対応した新たな研修に取り組んで行く。あわせて、通信教育研修等の公募・受講費助成を実施し、職員の自主的な能力向上を促す。	階層別研修は県自治研修所派遣を主として実施。特別研修は派遣で対応が困難な、社会情勢に対応した新たな研修に取り組んで行く。あわせて、通信教育研修等の公募・受講費助成を実施し、職員の自主的な能力向上を促す。	階層別研修は県自治研修所派遣を主として実施。特別研修は派遣で対応が困難な、社会情勢に対応した新たな研修に取り組んで行く。あわせて、通信教育研修等の公募・受講費助成を実施し、職員の自主的な能力向上を促す。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
階層別研修は県自治研修所、稲敷広域研修派遣等を実施。特別研修はハラスメント研修、飲酒運転防止研修等を実施 修了者数延べ543人	階層別研修は県自治研修所、稲敷広域研修派遣等を実施。特別研修はハラスメント防止研修、事務ミス防止研修等を実施 修了者数延べ266人	階層別研修は県自治研修所、稲敷広域研修派遣等を実施。特別研修はハラスメント防止研修、事務ミス防止研修、公務員倫理・サービス研修等を実施 修了者数延べ466人	階層別研修は県自治研修所、稲敷広域研修派遣等を実施。特別研修はSDGs研修、ハラスメント防止研修、事務ミス防止研修、公務員倫理・サービス研修等を実施 修了者数延べ567人	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

ボランティア団体やNPOの育成・支援

1. 達成目標

町民活動センターに登録する市民活動団体数を90団体以上（内NPO法人19法人以上）とし、団体の自主的な活動を支援する。

2. 概要

町内の市民活動団体は、小規模な団体は増えているが、広く町民から信頼される社会貢献活動を実践していける足腰の強い団体や活動をより発展させて行けるリーダーを育てて行くことも大切である。そのために、町民活動センターのマンパワーを確保して、センター機能の強化を図っていくとともに利用しやすい支援制度等を実施して市民活動の育成・支援をしながら活動団体を増やして行く。

H26～30の取組状況

町民活動センターにおいて、NPOの設立・運営並びにボランティア活動に関する講座や勉強会などを実施した。新たに、市民活動の活発化を目的に「市民公益活動支援制度」や市民活動団体と町民とのボランティアコーディネート支援を目的に「ボランティア活動体験事業」等を創設して取組んだ。

3. 年次計画

(担当課:町民活動課)

R1	R2	R3	R4	R5
町民活動センターへのボランティアコーディネーター等の雇用や新たに取り組み始めた「市民公益活動支援制度」「ボランティア活動体験事業」を発展させながら市民活動団体等の育成・支援に当たる。	前年度の取り組みを検証し、必要な改善や新たな取り組みを提案しながら市民活動団体等の育成・支援に当たる。	前年度の取り組みを検証し、必要な改善や新たな取り組みを提案しながら市民活動団体等の育成・支援に当たる。	前年度の取り組みを検証し、必要な改善や新たな取り組みを提案しながら市民活動団体等の育成・支援に当たる。	町民活動センターに登録する市民活動活動団体数を令和5年度までに90団体以上(内NPO団体法人19法人)とする。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
市民公益支援制度により1事業を認定した。市民活動コーディネーターを配置し、市民活動研修会の開催やセンター広報紙の見直し等センターの機能強化を図った。年度末時点でのセンター登録法人:15法人、市民活動団体数86	市民活動支援補助金に6事業を認定した。コロナ感染症により研修会等が開催できなかった。年度末時点でのセンター登録法人:16法人、市民活動団体数:94団体	市民活動支援補助金に5事業を認定した。市民活動団体を対象とした講座を開催した。年度末時点でのセンター登録法人:16法人、市民活動団体数:107団体	市民活動支援補助金に5事業を認定した。市民活動団体を対象とした講座を開催した。年度末時点でのセンター登録法人:16法人、市民活動団体数:112団体	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

協働事業提案制度の実施

1. 達成目標

令和3年度から毎年度1件以上の協働事業を実施する。

2. 概要

地域課題や公共課題の解決を目指した事業を町民(NPO法人等)と町が協働で実施するに当たり、その事業内容や事業費負担を含めた役割分担等についての提案を募集し、事業の実施に向けて協議・検討を行っていくのが「協働事業提案制度」である。

協働事業の提案は、町民が自ら企画し提案する「町民提案型協働事業」と、町が町民と協働で実施したい事業の概要に基づき町民が具体的な内容を提案する「行政提案型協働事業」として実施する。

3. 年次計画

(担当課:町民活動課、全庁)

R1	R2	R3	R4	R5
市民活動の活発化を目的とした市民公益活動支援制度に行政提案部門の募集も開始して制度を有効に活用しながら「協働事業提案制度」の実施に繋げていく。同制度の創設に向けて、根拠となる実施要綱を整備する。	協働事業提案制度を創設し提案事業の募集と事業の選考をする。制度については「協働のまちづくり運営委員会」を中心にして進めて行く。協働事業として実施するに当たり、必要な事業費を令和3年度当初予算へ計上する。	町民と町との協働による事業を実施(1事業以上の協働事業を実施)する。実施後検証・評価を行う。	新たな協働事業を実施(1事業以上の協働事業を実施)する。実施後検証・評価を行う。	新たな協働事業を実施(1事業以上の協働事業を実施)する。実施後検証・評価を行う。
調査・検討・準備	一部実施・試行	達成	達成	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
「市民公益活動支援制度」の内容をこれまでの申請状況をもとに改正し、新たに「市民活動支援補助金」として改正を行った。改正内容:補助額・補助率の増加、手続きの簡素化、補助対象事業・経費の拡大	市民活動支援補助金をより利用しやすく、要綱の一部を見直した。各課での委託事業の洗い出しを行い、1事業が次年度から協働事業への移行作業が完了した。担当課:子ども家庭課	昨年度末に、協働事業への移行が整った事業が4月から実施された。事業名:放課後子ども教室(担当課:子ども家庭課)	町新規採用職員を対象に協働に関する研修会を実施した。1事業が次年度から協働事業への移行作業が完了した。事業名:男女共同参画社会推進事業 担当課:町民活動課	
一部実施・試行	一部実施・試行	達成	一部実施・試行	

実施項目名

道路・公園における里親制度の拡充

1. 達成目標

令和5年度までに道路里親制度の加入団体数を6団体以上、公園緑地里親制度の加入団体数を32団体以上にする。

2. 概要

道路、公園緑地の里親制度は、地域住民団体又は企業団体の方々が「里親」として道路や公園緑地の親代わりとなり、清掃作業、草刈等のボランティア活動を通して、保全や美化に対する意識高揚や愛着心の向上を図り、地域のコミュニティの形成に寄与することを目的とした制度であり、地域に密着した愛着が持てる公共スペースの拡大を推進する。

H30年10月時点：道路里親制度4団体、公園緑地里親制度30団体

H26～30の取組状況

道路、公園緑地の里親制度団体への加入促進のため、町HP、広報あみへの掲載や既加入団体への協力を得て、加入促進の取り組みを行った。また、公園緑地里親については、補助金交付要綱の一部改正を行い、より活動しやすいように支援内容の見直しを行った。

3. 年次計画

(担当課：都市整備課・道路課)

R1	R2	R3	R4	R5
道路里親の新規加入促進を図るために検討を行う。また、公園緑地里親は登録団体数の現状維持するために更なる支援内容の充実を図る検討を行うとともに、新規加入についても促進を図る。	里親団体制度を周知するため、町HPや広報あみへ掲載するとともに、既加入団体の協力を得て、口コミによる周知協力を依頼していく。また、区長会で周知活動を行っていく。	里親団体制度を周知するため、町HPや広報あみへ掲載するとともに、既加入団体の協力を得て、口コミによる周知協力を依頼していく。また、企業団体に対して、工業懇談会時に周知していく。	里親団体制度を周知するため、町HPや広報あみへ掲載するとともに、既加入団体の協力を得て、口コミによる周知協力を依頼していく。また、区長会や工業懇談会で周知活動を行っていく。	里親団体制度を周知して、道路里親制度の加入団体を6団体以上、公園里親制度の加入団体数を32団体以上にする。
調査・検討・準備	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
道路里親については、新規加入促進を図るため、加入要件の緩和について検討を行った。加入は4団体。公園里親制度の加入は33団体(44公園、5緑地)であった。	道路里親については、新規加入促進を図るため、加入要件を見直し関連要綱の一部改正案を作成した。R2年度末現在の加入は4団体。公園里親制度は1団体が脱退、新規1団体が加入し、33団体(45公園、5緑地)であった。	道路里親については、補助金適正化委員会に諮り、加入要件を緩和する関連要綱の一部改正を行った。R3年度末現在の加入は4団体。公園里親制度は3団体が脱退、新規3団体が加入し、33団体(47公園、5緑地)であった。	道路里親については、緩和した加入要件の周知等により、新たに3団体が加入。R4年度末現在の加入は7団体。公園里親制度は3団体が加入し、36団体(52公園、6緑地)であった。	
調査・検討・準備	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

実施項目名

予科練平和記念館の運営に町民参画等を進める

1. 達成目標

令和5年度までに予科練平和記念館の運営にボランティアとして町民の参画を進める。

2. 概要

予科練平和記念館は、現在、町の職員による運営を行っているが、将来的には町民の方の協力を得ながら運営していくことも視野に入れ、運営の一部についてボランティアによる参画の可能性を検討する。

また、外国語での案内が対応できていない状況を踏まえ、英語での案内を行える町民のボランティアを育成する。

3. 年次計画

(担当課:予科練平和記念館)

R1	R2	R3	R4	R5
<ul style="list-style-type: none"> ・業務を洗い出し、ボランティアの参画が可能な部分を検討する。 ・予科練平和記念館内を英語案内することについて国際交流協会等と協議を行い、ボランティアの募集要項及び育成方針案を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の検討結果に基づき準備または実施する。 ・英語案内のボランティアについて、作成した募集要項により募集を行う。 ・英語案内マニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語案内ボランティアに対して研修を行う。 ・英語の案内可能という広報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語案内の希望があった団体等へボランティアによる館内の案内を実施する。 ・案内マニュアルの修正及びボランティア研修を再度実施する。 	三者連絡会のお互いの特性を生かし、予科練平和記念館、雄翔館を含めた町内戦跡巡りツアーのモデルコースを検討し、実施する。
調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
ボランティア参画可能な業務を検討し、イベントへのボランティア活用を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア参画可能な業務の検討を行った。 ・新型コロナウイルス対策によりイベントが中止となったことから、イベントへのボランティア活用は行えなかった。 	阿見町内に事務所が移転された公益財団法人海原会および町内の阿見町観光ガイドの三者が、今後連携することで合意し、案内内容や今後の活動を協議することになった。	7/25「海原会観光ガイド予科練平和記念館連絡会(三者連絡会)」が発足。ボランティア団体である阿見観光ガイドが参画しており、相互連携の事業を検討している。	
調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	調査・検討・準備	

実施項目名

災害時応援協定の拡充

1. 達成目標

令和5年度までに新たに10の民間事業者と3の県外自治体と災害時応援協定を締結して受援体制を拡充し、相互連携強化を図る。

2. 概要

大規模災害時には、被災した自治体ですべての復旧対策を行うことは困難であり、また、隣接する自治体も同時に大きな被害を受ける可能性があることから、事前に複数の県外自治体と広域的な相互応援体制を確立するとともに、民間事業者からの支援体制を整え、災害発生時の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう災害時の応援協定を締結し、受援体制を整え、有事に備えて互いの連携強化を図る。

H26～30の取組状況

17の民間事業者等と災害時の支援協力や物資供給等に関する締結を行った。

また、稲敷地方広域市町村圏内の7市町村間での災害時相互応援協定のほか、千葉県酒々井町と災害時の相互応援協定を締結した。

3. 年次計画

(担当課:防災危機管理課)

R1	R2	R3	R4	R5
災害対策及び被災者支援に必要な災害協定を民間事業者等と締結する。 相互応援協定の候補自治体と調整を図りながら協定締結を進める。 既に協定を締結している民間事業者等や自治体と連携強化を図る。	災害対策及び被災者支援に必要な災害協定を民間事業者等と締結する。 相互応援協定の候補自治体と調整を図りながら協定締結を進める。 既に協定を締結している民間事業者等や自治体と連携強化を図る。	災害対策及び被災者支援に必要な災害協定を民間事業者等と締結する。 相互応援協定の候補自治体と調整を図りながら協定締結を進める。 既に協定を締結している民間事業者等や自治体と連携強化を図る。	災害対策及び被災者支援に必要な災害協定を民間事業者等と締結する。 相互応援協定の候補自治体と調整を図りながら協定締結を進める。 既に協定を締結している民間事業者等や自治体と連携強化を図る。	災害対策及び被災者支援に必要な災害協定を締結し、相互連携強化を図る。
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	達成

⇒ 進捗状況

R1	R2	R3	R4	R5
5の民間企業・団体と、災害時における支援協力に関する協定及び、物資の調達供給に関する協定の締結を行った。	5の民間企業・団体と、災害時における停電復旧、電動車両の配備や避難所設置の支援協力、また、物資の調達供給に関する協定の締結を行った。	4の民間企業・団体と災害時における支援協力に関する協定、物資の調達供給及び停電復旧に関する協定の締結を行った。	4の民間企業・団体と災害時における要配慮者の輸送協力、一時避難施設としての使用、福祉避難所の設置運営、住家の被害認定に関する協定の締結を行った。	
一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	一部実施・試行	

阿見町行政改革大綱実施計画

平成31年2月策定

阿見町

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話：029-888-1111（代表）